

芦屋市水道事業告示第38号

条件付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により資格を定めて行う入札をいう。以下同じ。）を行うので、政令第167条の6、芦屋市水道事業契約規程及び芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）第3条の規定により公告する。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う案件であり、入札に関する手続きについては、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム芦屋市上下水道部水道事業運用基準」に従って行う。

令和8年9月10日

芦屋市水道事業管理者の権限を行う市長
芦屋市長 高島 峻輔

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 岩園町地内配水管改良工事
- (2) 工 事 場 所 芦屋市岩園町地内
- (3) 工 事 概 要 配水管布設工（DIP-GX） $\phi 75 \sim \phi 150$ L=694.1m
仕切弁設置工 $\phi 75 \sim \phi 100$ N=27箇所
消火栓設置工 $\phi 75$ N=6箇所
補助管布設工 $\phi 40$ N=1箇所
ドレン設置工 $\phi 25 \sim \phi 30$ N=7箇所
給水管布設工 $\phi 20 \sim \phi 50$ N=39箇所
仮設管布設工（PE） $\phi 50 \sim \phi 75$ N=1式
不断水工 $\phi 40 \sim \phi 125$ N=10箇所
- (4) 工 期 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 予 定 価 格 （ 税 抜 ） 88,750,000円
（入札過程における情報の公表に関する事務取扱要綱別表第10号に基づき、公表する。）
- (6) 最低制限価格（税抜） 事後公表
（入札過程における情報の公表に関する事務取扱要綱別表第11号に基づき、事後公表とする。）

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者であって、本工事に係る競争参加資格審査において資格があると認められた競争参加資格確認通知書を受けた者とする。なお、競争参加資格の確認基準日は、競争参加資格確認申請の期限日とする。

- (1) 令和8・9年度芦屋市建設工事競争入札参加資格を有すること。
- (2) 電子入札システムに接続可能なICカードを使用し、芦屋市の利用者登録手続きを完了していること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、土木工事に係る建設業の許可を有すること。
- (4) 兵庫県内に本店若しくは契約締結の権限を有する代理人を持つ支店等を置いている者で、建設業法に規定する土木工事に係る経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定値が、次に掲げるいずれかに該当する者。

- ア 芦屋市内に本店を有する者は、 760 点以上であること
- イ 上記アに該当する者を除く者は、 900 点以上であること

- (5) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日（令和8年10月下旬予定）までであることが、入札参加申請の期限日（確認基準日）まで又は開札日の前日までに経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書により確認できること。
- (6) 令和8・9年度芦屋市建設工事競争入札参加資格審査申請書（【工事様式4-1】「総合評定値等」）において、土木一式が希望順位第1位から第3位であること。
- (7) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（独立行政法人、公社等）が発注した耐震型ダクタイル鉄管の据付及び継手の接合を主とする工事の元請として、平成28年4月1日以降の施工実績（現在施工中の工事に係るものは除く。）の請負額が8,000万円（上記2(4)アに該当する者は3,000万円）以上を有すること。なお、特定建設工事共同企業体として施工したものは施工実績に含めない。ただし、上記2(4)アに該当する者が、特定建設工事共同企業体により施工し、出資比率が25パーセント以上で請負金額に出資比率を乗じた額が3,000万円以上の場合の当該2(4)アに該当する者の施工は施工実績に含める。
- (8) 本工事に配置する技術者は、建設業法第26条の規定により選任される土木工事業の主任技術者（下請金額の総額が5,000万円以上となる場合又は工事施工中に下請金額の総額が5,000万円以上となるおそれがある場合は、建設業法第27条の18の規定による土木工事業の監理技術者資格者証を有する監理技術者）であること。なお、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱については、特記仕様書のとおりとする。
- ア 技術者については、令和8・9年度芦屋市建設工事競争入札参加資格審査申請書の技術者名簿により確認するので、名簿に変更のある場合は競争参加資格確認申請書提出期限までに必ず変更届を提出すること。
- イ 本工事に予定の技術者をやむを得ない理由により配置することができなくなったときは、直ちに当該申請書の取り下げ、入札の辞退又は配置予定技術者変更届の提出を行うこと。
- ウ 落札者は、契約期間中、本工事に届出をした配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。なお、病欠、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は当該配置予定技術者を変更することは認めない。
- (9) 入札に参加できる者の形態は、単体企業とする。
- (10) 芦屋市の競争入札に係る指名停止基準に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（国交通省の資格再認定を受けている者を除く。）、廃止前の和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（国土交通省の資格再認定を受けている者を除く。）がなされていないこと。
- (13) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある業者でないこと。

3 競争参加資格確認申請書等の交付

- (1) 交付期間 令和8年9月10日（木）から令和8年9月28日（月）まで
（ただし、最終日は正午までとする。）
- (2) 方法
電子入札システムポータルサイトに掲載するので、ダウンロードすること。
（電子入札システムポータルサイトからのダウンロードのみとし、芦屋市上下水道部水道管理課（以下「水道管理課」という。）窓口での競争参加資格確認申請書等の配布は行わない。）

4 競争参加資格確認の申請及び提出方法

- (1) 当該工事の入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、電子入札システムにより、当該工事について、技術資料として下記に掲げるものを送信することによって申請するものとする。（ファイル容量の合計が3MBを超えないように注意すること。）ア及びイについてはファイル形式を変更せずに電子入札システムにより送信すること。ウについても書類を電子化（PDF等）し、ア及びイとともに電子入札システムにより送信すること。ウについて、ファイル容量が3MBを超える場合は、水道管理課へメールにより提出しなければならない。なお、この場合、事前に水道管理課へ電話でその旨を連絡するとともに、送信後水道管理課へ電話で受信の確認をすること。宛先は以下のとおり。

水道管理課 メールアドレス suidou.soumu@city.ashiya.lg.jp

なお、各様式については、電子入札システムポータルサイトからダウンロードすること。

ア 競争参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 施工実績及び配置予定技術者届（様式第2号）

ウ 競争参加資格を確認するための資料

(ア) 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（写）

(イ) 建設業許可証明書又は許可通知書（写）

(ウ) 施工実績の資料として下記2点

①CORINS工事カルテの竣工時登録データ一式

②施工内容が確認できる契約書の写し、又は、工事設計内訳書、又は、工事施工証明書（内容の確認ができないときは設計図書等のいずれかにより補充すること。）

(エ) 配置予定技術者の1・2級土木施工管理技士等の証明書等（国家資格）の写し及び雇用関係が確認できる書類の写し

- (2) 競争参加資格確認の申請期間は、次のとおりとする。

ア 申請期間 令和8年9月10日（木）から令和8年9月28日（月）まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 申請時間 午前9時から午後8時まで（最終日は正午までとする。）
（システム整備作業等で一時的に停止することがあります。）

- (3) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (4) 提出された書類は返却しない。

- (5) 明らかに入札参加資格を満たしていない者については、申請を受け付けない。

5 競争参加資格の認定等

- (1) 競争参加資格を認めた者に対しては、令和8年9月30日（水）までに電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送信する。

- (2) 競争参加資格がないと認められた者に対しては、令和8年9月30日（水）までに電子入札システムによりその理由を付した通知書を送信する。

6 設計図書の閲覧

ア 閲覧期間 令和8年9月10日（木）から令和8年10月19日（月）まで
（最終日は午後3時までとする。）

イ 方法 電子入札システムポータルサイトに掲載するので、ダウンロードすること。

備考

設計図書については、本件の見積の用に供するのみとし、取扱いには十分注意するとともに契約にいたらなかった場合は、速やかに破棄又は削除すること。

7 契約書及び誓約書等

芦屋市が定めた契約書・誓約書・役員名簿（役員名簿一覧表）・法令遵守誓約書とする。

8 契約条項等を示す場所

契約書、規則及び入札に関する注意事項については、水道管理課において閲覧に供する。

9 設計図書等に関する質問及び質問に対する回答

- (1) 設計図書等に関する質問については、所定の質問・回答書に内容を簡潔にまとめて記載し、ファイル形式を変更せずに添付ファイルとして、下記の期間内にメールの送信により行うこと。送信後に、水道管理課に電話をし、必ず受信確認を行うこと。

ア 日時 令和8年10月2日（金） 正午まで

イ 宛先 水道管理課 suidou.soumu@city.ashiya.lg.jp

- (2) 質問に対する回答は、下記のとおり電子入札ポータルサイトに掲載する。

ア 日時 令和8年10月6日（火） 午後1時以降

イ 方法 競争参加資格確認通知書に記載のパスワードを使用し、回答書をダウンロードすること。

ウ 担当課 水道管理課

10 入札日時

- (1) 入札期間 令和8年10月16日（金）から令和8年10月19日（月）まで

- (2) 入札時間 午前9時から午後8時まで（最終日は午後3時までとする。）
（システム整備作業等で一時的に停止することがあります。）

11 開札日時

令和8年10月20日（火） 午前9時30分

12 入札方法

- (1) 電子入札システムによる電子入札とする。

- (2) 入札回数は、1回限りとする。

- (3) 本工事の予定価格は、事前公表の対象とし、開札日までの間、水道管理課で公表する。

- (4) 入札に際し、工事費積算内訳書を添付すること（別紙「入札に関する注意事項」参照）。

- (5) 入札書を送信後、入札金額の変更又は取消しはできない。

- (6) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格をもって入札した者とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額（消費税相当額）を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は当該10パーセントに相当する額（消費税相当額）を除いた金額とすること（端数処理として1円未満は切り捨てること。）。

- (7) 落札者となるべき同一価格で入札した者が2人以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじによるくじ引きで落札者を決定する。この場合、当該入札者は、くじ引きを辞退することはできない。

- (8) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格を認めた者であっても、入札時点において競争参加資格がない者は入札に参加できない。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 芦屋市水道事業契約規程、芦屋市契約規則、入札に関する注意事項及びその他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 虚偽の内容を記載した競争参加資格確認申請書等により競争入札参加を認めた者のした入札

- (3) 予定価格を超えた価格の入札

- (4) 最低制限価格未満の価格をもってした入札

14 入札参加に関する注意事項

別紙「入札に関する注意事項」のとおり

15 入札保証金

免除

16 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

17 支払条件

次のとおりとする。

※(2)と(3)については、契約締結時にどちらかを選択すること。

- (1) 前払金
契約金額の40パーセント以内で請求できる。
- (2) 部分払
2回以内で、出来高検認額の90パーセントを限度として請求できる。
- (3) 中間前金払
契約金額の20パーセント以内で請求できる。

18 その他

- (1) 入札参加者は、関係諸法令、芦屋市水道事業契約規程、芦屋市契約規則、入札に関する注意事項及び工事請負契約約款等を承知し、遵守して入札に参加すること。
- (2) 入札の執行を延期若しくは中止し、又は取り消す場合、入札者が損失を受けることがあっても、市はその責めを負わないものとする。
- (3) 「芦屋市内に本店を有する者」とある場合は、競争入札参加資格審査申請において、市内業者としての登録期間が2年以上の者とする。なお、市内業者としての登録期間が2年未満の者は、市外に本店を有するものと同様の扱いとする。
- (4) 競争参加資格確認の申請後、やむを得ない理由により技術者を変更する場合は、開札日の翌開庁日の17時までに配置予定技術者変更届を提出すること。ただし、配置予定技術者変更届の提出は、本件において1回限りとする。なお、落札決定後に技術者の配置ができず契約を締結しなかったときは、競争入札に係る指名停止等の措置基準に基づく指名停止措置を行うものとする。
- (5) 本工事において、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者をいう。）の配置を行う場合は、設計図書等に記載の要件を全て満たすこととし、入札参加申請時に「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式第3号）」を提出すること。
- (6) 不明な点は下記に照会すること。
水道管理課 電話 0797-38-2080（直通）